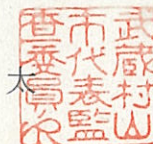




武監収第11号の3
令和3年8月23日

武蔵村山市長
山崎 泰大 様

武蔵村山市代表監査委員
乃 一 祐 太



令和2年度武蔵村山市健全化判断比率及び資金不足比率
審査意見書の送付について

このことについて、別紙のとおり送付します。



令和2年度

武蔵村山市健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

武蔵村山市監査委員

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項
及び第22条第1項の規定に基づき審査に付された、令和2年度武蔵村山市健全化判断
比率及び資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見を付します。

令和3年8月23日

武蔵村山市監査委員 乃 一 祐 太

同 宮 崎 正 巳

令和2年度 武蔵村山市健全化判断比率審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の期間

令和3年7月1日から令和3年8月23日まで

2 審査の対象

- (1) 令和2年度武蔵村山市実質赤字比率
- (2) 令和2年度武蔵村山市連結実質赤字比率
- (3) 令和2年度武蔵村山市実質公債費比率
- (4) 令和2年度武蔵村山市将来負担比率
- (5) 令和2年度武蔵村山市健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の方法

審査に当たっては、市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に準拠して作成され、計数に誤りがないかを関係書類で検証するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により監査基準に準拠して審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令の規定に準拠して適正に作成されており、健全化判断比率は誤りのないものと認められた。

なお、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がないため算定されなかった。

また、実質公債費比率は、前年度と比較して0.3ポイント増加し、将来負担比率は、将来負担すべき実質的な負債額を充当可能財源が上回ったため算定されなかった。

実質公債費比率については年々微増傾向にあるため、今後も引き続き、実質公債費比率に配慮した財政運営に努められたい。

第2 健全化判断比率の概要

令和2年度の健全化判断比率は、下表のとおりである。

表 健全化判断比率前年度比較

区 分	令和2年度	令和元年度	増減
実質赤字比率	— (12.83%)	— (12.87%)	—
連結実質赤字比率	— (17.83%)	— (17.87%)	—
実質公債費比率	0.3% (25.0%)	0.0% (25.0%)	0.3
将来負担比率	— (350.0%)	— (350.0%)	—

(注) 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率がない場合、「—」と記載

2 ()内は、早期健全化基準値

令和2年度 武蔵村山市資金不足比率審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の期間

令和3年7月1日から令和3年8月23日まで

2 審査の対象

- (1) 令和2年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業資金不足比率
- (2) 令和2年度武蔵村山市下水道事業資金不足比率
- (3) 令和2年度武蔵村山市資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の方法

審査に当たっては、市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に準拠して作成され、計数に誤りがないかを関係書類で検証するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により監査基準に準拠して審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令の規定に準拠して適正に作成されており、資金不足比率は誤りのないものと認められた。

なお、都市核地区土地区画整理事業特別会計及び下水道事業会計とも資金不足がないため算定されなかった。

今後も引き続き、健全な経営に努められたい。

第2 資金不足比率の概要

令和2年度の資金不足比率は、下表のとおりである。

表 資金不足比率前年度比較

区 分	令和2年度	令和元年度	増減
都市核地区土地区画整理事業	－ (20.0%)	－ (20.0%)	－
下 水 道 事 業	－ (20.0%)	－ (20.0%)	－

(注) 1 資金不足比率がない場合、「－」と記載

2 ()内は、経営健全化基準